

自家用有償旅客運送ハンドブック

平成30年4月

国土交通省自動車局旅客課

目次

I. 自家用有償旅客運送について

- 1. 自家用有償旅客運送とは 1
- 2. 自家用有償旅客運送を実施する者 2
- 3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類 3
- 4. 自家用有償旅客運送の登録の流れ 4

II. 地域における関係者の合意

- 1. 地域公共交通会議、運営協議会 5
- 2. 合意の方法
 - ・合意の方法について 6
 - ・「検討プロセス」の活用 7
 - ・「モデル要綱」の活用 11
- 3. 協議における留意点 13
- 4. 地域の関係者の役割 14

III. 道路運送法に基づく登録（登録等の手続き） 16

1. 自家用有償旅客運送について

1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。
(※) ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

2. 自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

自家用有償旅客運送の種類

- ・ 市町村

市町村が主体

市町村運営
有償運送(交通空白)

市町村運営
有償運送(福祉)

- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

NPO法人等が主体

公共交通空白地
有償運送

福祉
有償運送

3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- ・地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

地域の移動ニーズ

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等が外出するための移動手段を確保したい

地域の移動ニーズ

単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う 自家用有償旅客運送の種類

福祉輸送を行う 自家用有償旅客運送の種類

市町村が主体

**市町村運営
有償運送(交通空白)**

市町村自らが、当該市町村内の交通空白地において、当該市町村内の住民等の運送を行うもの

(実際の運行は、バス・タクシー事業者に委託されているケースがある)

NPO法人等が主体

**公共交通空白地
有償運送**

NPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民等の運送を行うもの

市町村が主体

**市町村運営
有償運送(福祉)**

市町村自らが、当該市町村の住民等のうち、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

NPO法人等が主体

**福祉
有償運送**

NPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

4. 自家用有償旅客運送の登録の流れ

- ・ 自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者の合意

地域公共交通会議 又は 運営協議会

- ・自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・当該地域を管轄する運輸支局等
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

II. 地域における関係者の合意

1. 地域公共交通会議、運営協議会

- ・ 地域における関係者の合意を図るため、実施しようとする自家用有償旅客運送の種類に応じて、「地域公共交通会議」又は「運営協議会」を設置することが必要です。
- ・ いずれの会議も市町村長又は都道府県知事が主宰者となります。

地域公共交通会議

- ・ 市町村が主体となる市町村運営有償運送(交通空白、福祉)の協議を行う場合

市町村が主体
市町村運営
有償運送(交通空白)
市町村運営
有償運送(福祉)

について協議を行う

運営協議会

- ・ NPO法人等が主体となる公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送の協議を行う場合

NPO法人等が主体
公共交通空白地
有償運送
福祉
有償運送

について協議を行う

※地域公共交通会議を設置している市町村は、新たに運営協議会を設置することなく、地域公共交通会議で協議することが可能。

○構成員

- ・ 市町村長又は都道府県知事(主宰者)
- ・ バス、タクシー事業者、事業者団体
- ・ 住民又は旅客
- ・ 地方運輸局長(運輸支局長等)
- ・ バス・タクシーの運転者が組織する団体

※次の者も構成員に加えることが可能。

- ・ 道路管理者
- ・ 都道府県警察
- ・ 学識経験者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

○構成員

- ・ 市町村長又は都道府県知事(主宰者)
- ・ バス、タクシー事業者、事業者団体
- ・ 住民又は旅客
- ・ 地方運輸局長(運輸支局長等)
- ・ バス・タクシーの運転者が組織する団体
- ・ 区域内で現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っているNPO法人等

※次の者も構成員に加えることが可能。

- ・ 学識経験者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者

2. 合意の方法

○合意の方法について

- 地域公共交通会議や運営協議会では、以下により、地域の関係者の合意が図られることが望まれます。
 - 公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスにも配慮し委員を選任すること
 - 関係者間のコンセンサスを目指して、十分に議論を尽くして行うこと

【参考】議決方法について

議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議や運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めてください。

議決に係る方法については、全会一致、多数決、出席者(又は構成員の)2/3以上の賛成を必要とするなどが考えられますが、地域としての意志決定をすることが尊重される必要があるため、議決の方法についてはそれぞれの地域において自主的に決定されることが望まれます。

○「検討プロセス」の活用

- 平成30年3月30日付で、「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」及び「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」が改正され、関係者の合意の方法の一つとして、「検討プロセス」が示されました。
- この検討プロセスでは、次の考え方が新たに示されました。会議の設置要綱に盛り込み、関係者の円滑な合意のために活用することができます。
(地域公共交通会議はP9、運営協議会はP10を参照)

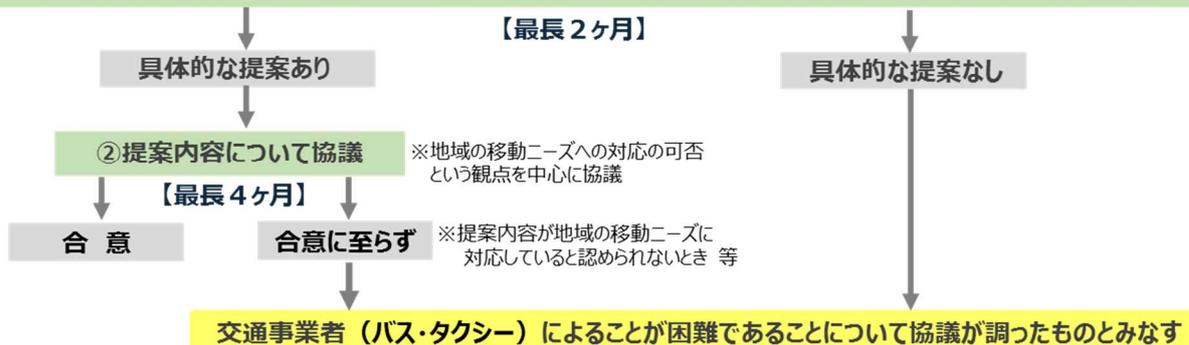
バス・タクシーの活用を検討するため、まずはバス・タクシー事業者に、地域の移動ニーズに対応した交通の導入について提案を求めること

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

① 交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

バス・タクシー事業者からの具体的な提案に対して、最長4ヶ月協議を行い、合意に至らない場合や、最長2ヶ月間で具体的な提案がなされなかった場合には、バス・タクシー事業者によることが困難であることについて、協議が調ったものとみなすこと

① 交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める



【検討プロセスの補足事項】

(地域の実情等に応じた検討プロセスの活用について)

- 地域の実情や運送の形態、対象とする旅客に応じて、地域のニーズに対応した交通手段の確保のために、会議がこれによらない協議を行う旨を議決した場合には、検討プロセスによることなく協議を行うこととなります。
- 検討プロセスによる議決方法は、他の議決方法と同様に、設置要綱に定めることとなりますが、現に行われている具体的な協議の状況や段階等を踏まえ、検討プロセスに基づく協議結果は議決されたものとする旨を、あらかじめ、個別の事案ごとに議決することも可能です。

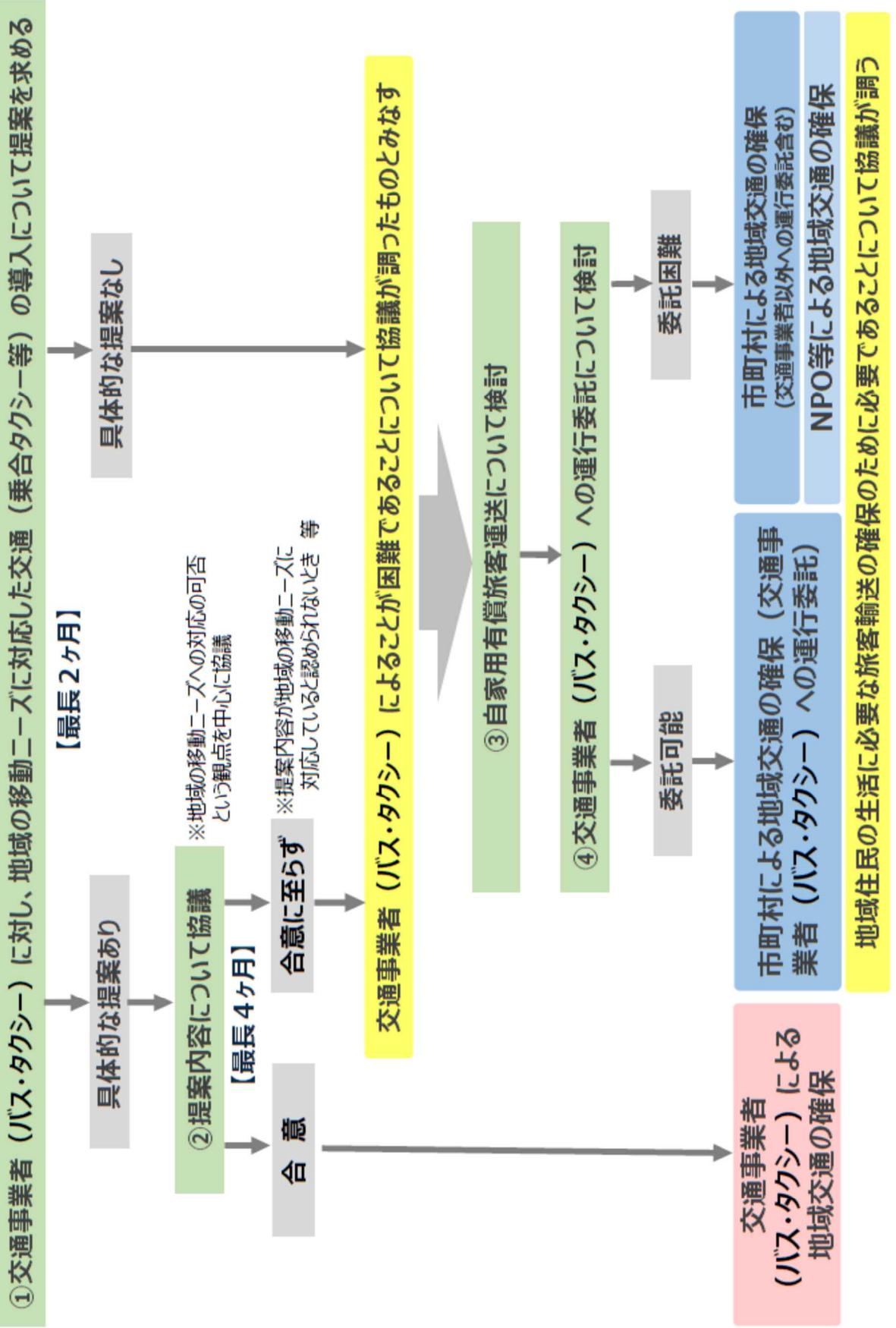
(更新登録における検討プロセスによる協議について)

- 自家用有償旅客運送の更新登録における検討プロセスによる協議については、地域の移動ニーズに対応した交通手段の安定的な確保の観点から、提案により提供される輸送サービスの持続性を踏まえ、自家用有償旅客運送の更新登録を行うことを含め、慎重に検討を行うこととなります。

※地域公共交通会議がこれによらない協議を行う旨決議した場合は、プロセスによらないことも可能

地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（地域公共交通会議）

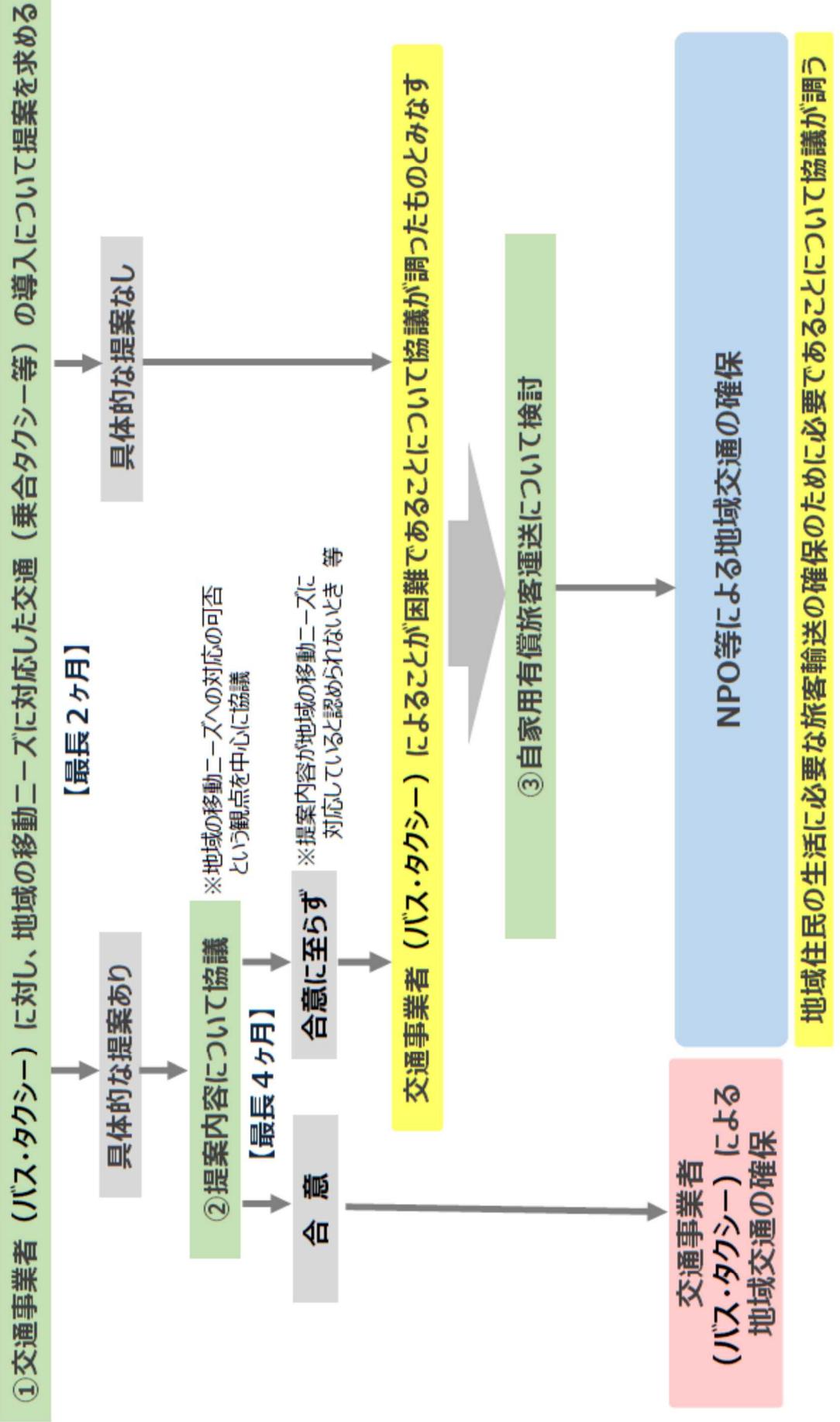
- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等



※運営協議会がこれによらない協議を行う旨決議した場合は、プロセスによらないことも可能

地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（運営協議会）

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等



○「モデル要綱」の活用

- ・ 「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」及び「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」では、会議の目的や協議事項、構成員、運営方法等を定めた設置要綱のモデル(モデル要綱)が示されています。
- ・ 会議における議決の方法についても設置要綱に定めることとなりますので、検討プロセスの運用や、会議設置の際に参考としてください。

モデル要綱(地域公共交通会議)

〇〇(市町村)地域公共交通会議設置要綱(モデル要綱)
 制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇(市町村)地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 〇〇市町村長(〇〇都道府県知事)又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者(〇〇〇〇株式会社)
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者(〇〇〇〇株式会社)
- (4) 社団法人〇〇県〇〇協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 〇〇運輸局長(〇〇運輸支局長)又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議の議決の方法は、〇〇〇〇とする。

5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第161号平成18年9月15日)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、地域公共交通会議の議決があったものとする。

6 交通会議は原則として公開とする。

7 交通会議の庶務は、〇〇(市町村)〇〇部(課)において処理する。

8 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(〇〇地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

〇〇市役所〇〇部〇〇課

連絡先: TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当: 〇〇、△△、□□

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする。]

(幹事会)

第〇条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

モデル要綱(運営協議会)

〇〇市 有償運送運営協議会設置要綱(モデル要綱)
 制定 平成 年 月 日

(目的)

第1条 〇〇市運営協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、〇〇市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- ① 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
 - ② 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
 - ③ 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項
- (協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- ① 市長又はその指名する職員
- ② 市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ③ 市に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- ④ 地方運輸局長若しくは〇〇運輸支局長又はその指名する職員
- ⑤ 関係する地方公共団体の長又はその指名する職員
- ⑥ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ⑦ 市において現に(公共交通空白地又は福祉)有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- ⑧ 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長をおき、主宰する地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、〇〇〇〇とする。

- 5 4の定めに関わらず、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第145号平成18年9月15日)に定める「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」5.(5)運営協議会における地域公共交通確保のための検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。
- 6 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 7 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 8 協議会の庶務は、〇〇市〇〇〇〇部において処理する。
- 9 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課

連絡先:TEL ××××-××××-××××

FAX ××××-××××-××××

担当:〇〇、△△、□□

(守秘義務)

第5条 協議会の委員(幹事会の委員)は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする]

(幹事会)

第〇条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認められた者を委員とすることができる。

3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。

3. 協議における留意点

- ・ 協議を有意義なものとするために、以下の点に留意してください。

○地域の輸送ニーズの把握

地域公共交通会議において、必要な交通手段の導入について建設的に協議を行うためには、地方公共団体が把握する地域交通課題等の具体的な情報をもとに、地域の移動ニーズを明らかにすることが必要です。

なお、潜在的な移動ニーズの把握にあたり、地方公共団体の交通政策部局と福祉部局との連携や情報共有等が重要です。

○目的意識の共有

会議は、地域が必要とする交通サービスを導入するにあたり課題となる事項へ対応するため、地域の関係者が一堂に会し、地域の交通ネットワーク全体の維持・発展について、必要となる事項を協議し、実現する場として位置づけられています。

各委員が目的意識を共有し、役割分担や連携を図って取組、協議を有意義なものとする必要があります。

○事業者団体との連携

会議が、バス・タクシー事業者へ地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案を求めるときには、地域の事業者だけでなく、都道府県等のバス協会やタクシー協会にも提案を求め、地域の近隣の事業者の活用可能性を検討することも一つの方法です。

○会議間の連携

自家用有償旅客運送の必要性については、地域の移動制約者の現状について、ケアマネージャーや保健師等、移動制約者の代弁者を加えることで、現場の実情を詳細に把握するよう配慮してください。

なお、同地域で、地域公共交通会議と福祉有償運送運営協議会が設置されている場合は、地域の実情に応じ、会議間での緊密な連携を図ることが必要です。

4. 地域の関係者の役割

- ・ 会議は、地域が必要とする交通サービスを導入するにあたり課題となる事項へ対応するため、地域の関係者が一堂に会し、地域の交通ネットワーク全体の維持・発展について、必要となる事項を協議し、実現する場として位置づけられています。
- ・ このため、地域公共交通会議（運営協議会）の構成員は、地域住民の交通利便の確保・向上のために、「地域公共交通の活性化・再生の促進に関する基本方針」に規定されている事項を踏まえ、目的意識を共有し、会議に参画することが望まれます。

市町村

- 市町村には、地域の実情に応じた、地域にとって最適な公共交通のあり方について、自らが中心となって関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、住民その他の地域の関係者と検討、合意形成を図り、また、合意がなされた取組の実施に向けて、地域の関係者と連携しつつ、主体的に取り組むことが期待されます。
- 協議を行うにあたっては、地域の移動ニーズを明らかにするために、市町村が把握する地域交通課題等の具体的な情報提供を行うことが望まれます。

都道府県

- 都道府県には、国と連携しつつ、各市町村の区域を越えた広域的な観点から、地域の関係者が行う検討、合意形成及び合意に基づく取組の実施に必要な財政的支援、人材育成、情報提供、助言等を講ずることが望まれます。

住民・利用者

- 住民や公共交通の利用者には、運送サービスを利用するという受け身の立場だけでなく、地域の関係者の一員として、主体的に、持続可能な地域公共交通網の形成に資する検討に参加することが望まれます。
- 公共交通の積極的な利用や住民間における公共交通の利用促進についての意識の醸成、さらには、住民による公共交通の維持・運営等、それを支える取組を行うよう努めることが望まれます。

交通事業者(バス・タクシー事業者、バス・タクシー協会)

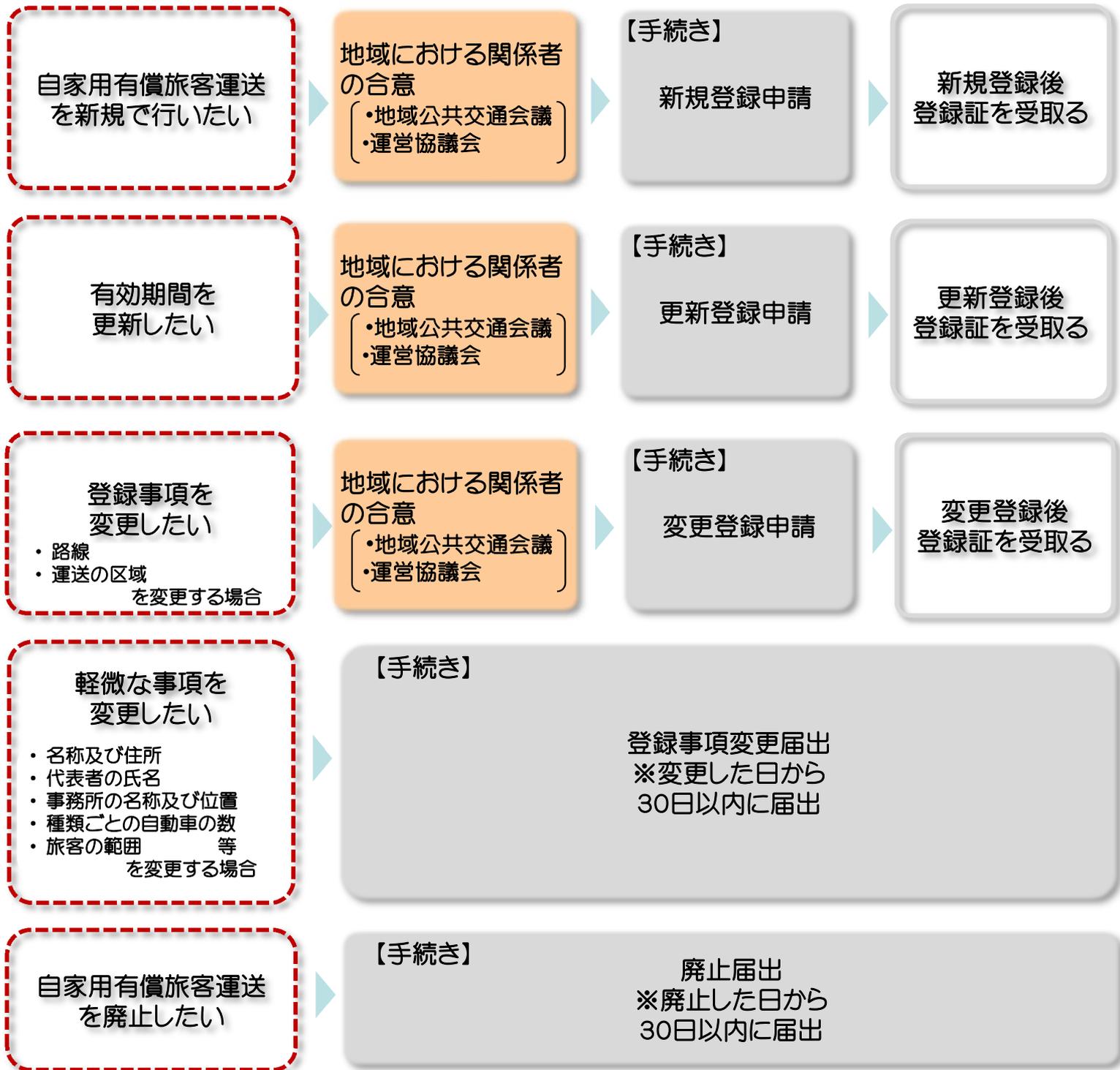
- 交通事業者には、会議で明らかにされた地域の移動ニーズに対応する提案を行うなど、協議会等における協議に積極的に参画することが期待されます。
- 利用者の視点に立ち、地域において合意がなされた取組を着実に実施し、自ら又は他の交通事業者と連携して提供する運送サービスの質の向上に努めることが望まれます。

国

- 国は、地域の関係者による、地域公共交通のあり方に関する適切な検討・合意形成及びその導入・維持運営が可能となるよう、都道府県等と連携しつつ、必要な情報、データ、ノウハウ等が収集、蓄積及び提供されるような環境の確保に努めるとともに、地域の関係者に対する研修、セミナー等の実施など、必要な人材の育成に努めます。

Ⅲ. 道路運送法に基づく登録（登録等の手続き）

- ・ 自家用有償旅客運送では、主に次のような手続きが必要となります。
- ・ 申請先は当該地域を管轄する運輸支局等（市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県）となります。
- ・ 具体的な申請書類等は、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針」「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針」「福祉有償運送の登録に関する処理方針」等の関係通達をご参照ください。



【手続き】

輸送実績報告書

※毎年、前年4月1日から3月末までの実績を5月末までに報告

【参考】

◎自家用有償旅客運送関係通達等(国土交通省HP)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

自家用有償旅客運送について

自家用有償旅客運送に関連するページです。

■ 主な関係法令

- ・ [道路運送法](#)(昭和26年法律第183号)
- ・ [道路運送法施行規則](#)(昭和26年運輸省令第75号)
- ・ [旅客自動車運送事業運輸規則](#)(昭和31年運輸省令第44号)

(参考)自家用有償旅客運送制度の創設時における省令改正及び告示制定について

- ・ [道路運送法施行規則等の一部を改正する省令について](#)(平成18年9月7日公布・平成18年10月1日施行)
- ・ [道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示について](#)(平成18年9月29日公布・施行)

■ 主な関係通達等

- ・ 主な関係通達等については、[こちら](#)

◎自家用有償旅客運送の事例(公共交通支援センターHP)

<http://koutsu-shien-center.jp/jirei/index.php#top>

詳細検索で交通モードを「自家用有償旅客運送」として検索してください。

<input type="checkbox"/> 九州・沖縄地方	<input type="checkbox"/> 福岡	<input type="checkbox"/> 佐賀	<input type="checkbox"/> 長崎	<input type="checkbox"/> 熊本	<input type="checkbox"/> 大分	<input type="checkbox"/> 宮崎	<input type="checkbox"/> 鹿児島	<input type="checkbox"/> 沖縄
詳細検索								
交通モード	<input type="checkbox"/> バス・BRT <input type="checkbox"/> 路面電車・LRT <input checked="" type="checkbox"/> 自家用有償旅客運送 <input type="checkbox"/> タクシー	<input type="checkbox"/> 旅客船 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 自転車						
人口	<input type="checkbox"/> 5千人未満 <input type="checkbox"/> 5万人以上~10万人未満 <input type="checkbox"/> 50万人以上~100万人未満 <input type="checkbox"/> 5千人以上~1万人未満	<input type="checkbox"/> 10万人以上~30万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上~ <input type="checkbox"/> 1万人以上~5万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上~50万人未満						
人口密度	<input type="checkbox"/> 25人/km2未満 <input type="checkbox"/> 100人/km2以上~500人/km2未満 <input type="checkbox"/> 3,000人/km2以上~6,000人/km2未満 <input type="checkbox"/> 25人/km2以上~50人/km2未満	<input type="checkbox"/> 500人/km2以上~1,000人/km2未満 <input type="checkbox"/> 6,000人/km2以上~ <input type="checkbox"/> 50人/km2以上~100人/km2未満 <input type="checkbox"/> 1,000人/km2以上~3,000人/km2未満						
高齢化率	<input type="checkbox"/> 15%未満 <input type="checkbox"/> 25%以上~30%未満 <input type="checkbox"/> 40%以上~45%未満 <input type="checkbox"/> 15%以上~20%未満	<input type="checkbox"/> 30%以上~35%未満 <input type="checkbox"/> 45%以上~ <input type="checkbox"/> 20%以上~25%未満 <input type="checkbox"/> 35%以上~40%未満						